

佐賀県出張理容・出張美容衛生指導要領

平成23年12月1日
佐賀県健康福祉本部生活衛生課

第1 目的

この要領は、理容師法（昭和22年法律第234号。以下「理容師法」という。）第6条の2ただし書の規定により理容師が理容所以外の場所において理容の業を行う場合（以下「出張理容」という。）及び美容師法（昭和32年法律第163号。以下「美容師法」という。）第7条ただし書の規定により美容師が美容所以外の場所において美容の業を行う場合（以下「出張美容」という。）に関して、佐賀県内での取扱いについて必要な事項を定めることにより、出張理容及び出張美容に関する衛生の確保及び向上を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

- 1 この要領で、「営業施設」とは、出張理容を行う理容師又は出張美容を行う美容師が開設（所属を含む。以下同じ。）する理容所又は美容所をいう。
- 2 この要領で、「業務の管理施設」とは、出張理容を行う理容師又は出張美容を行う美容師がその業務を行うために必要な器具等を保管管理する施設（営業施設を除く。）をいう。
- 3 この要領で「営業者」とは、第6の規定による届出を行った理容師又は美容師をいう。
- 4 この要領で「従業者」とは、出張理容又は出張美容に従事する者であって営業者以外の者をいう。
- 5 この要領で「利用者等」とは、出張理容又は出張美容のサービスを受ける者並びに営業場所となる施設又は住居の所有者、占有者その他の者で当該施設又は住居の管理の権原を有する者をいう。

第3 理容所又は美容所以外の場所で業務を行うことができる場合

- 1 疾病その他の理由により、理容所又は美容所に来ることができない者に対して業務を行う場合。
- 2 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に業務を行う場合。
- 3 児童福祉施設、身体障害者更生援護施設、刑務所又はこれらに類する施設に入所し、又は収容されている者に対して出張して業務を行う場合。
- 4 災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する収容施設に出張して、避難している者に対して業務を行う場合。
- 5 その他保健福祉事務所長が衛生上支障がないと認めた場合。

第4 衛生措置

1 作業環境

- (1) 不特定多数が利用する施設等において出張理容・出張美容を行う場合には、作業及び衛生保持に支障を来さないよう、不特定多数が出入りする場所から区分された専用の作業室などにおいて行うことが望ましいこと。
- (2) 作業場の床及び腰張りは、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用した構造が望ましいこと。これによらない場合は、ビニールなど不浸透性材料のシートの上で作業を行うこと。
- (3) 作業場内は、不必要な物品等が近くにないところが望ましいこと。
- (4) 作業場内の採光、照明及び換気を十分にすること。
- (5) 作業中に専用して使用できる洗浄設備を設けること。

2 携行品等

出張理容・出張美容を行う場合は、次の器具等を携行すること。なお、業務に必要な器具、布片等の数量は、客数を考慮し、衛生措置を講ずるに必要な数とすること。

- (1) 洗浄及び消毒済みのはさみ等の理容器具・美容器具と、これらを衛生的かつ安全に収納できるもの
- (2) 使用済みのはさみ等の理容器具・美容器具を安全に収納できるもの
- (3) 消毒された布片類・タオルと、これらを衛生的に収納できるもの
- (4) 使用済みの布片類・タオルを衛生的に収納できるもの
- (5) 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料
- (6) 石ケン、消毒液等
- (7) 清掃用具
- (8) その他業務に必要な器具布片等

3 管理

- (1) 作業環境の管理
 - ア 作業場内には、みだりに犬（身体障害者補助犬を除く。）、猫等の動物を入れないこと。
 - イ 作業終了後は、作業場の清掃を十分行い、清潔にすること。
- (2) 携行品等の管理
 - ア 洗浄及び消毒済みの器具類等は、使用済みのものと区別して、収納ケース等に保管すること。
 - イ 使用済みのかみそり（頭髪のカットのみの用途（レーザーカット）に使用するかみそりを除く。以下同じ。）及びかみそり以外の器具で、血液の付着しているもの又はその疑いのあるものは、それ以外の使用済みの器具と区別して、丈夫な容器に保管し、密閉・消毒等の適切な処置を行うこと。取扱いの際は、器具の突き刺し事故に注意すること。
- (3) 従業者の管理
 - ア 営業者は、常に従業者の健康管理に注意し、従業者が感染症・感染性の皮膚疾患にかかったときは、当該従業者を作業に従事させないこと。
 - イ 営業者は、従業者に、作業中外衣の適当な位置に名札を着用させる等、従業者の氏名が客及び介助者に対して容易に把握できる措置をとること。

4 衛生的取扱い等

- (1) 作業場には、施術中の客及び介助者以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- (2) 作業中、営業者・従業者は清潔な外衣（白色又はこれに近い色で汚れが目立ちやすいもの）を着用し、顔面作業時には清潔なマスクを着用すること。
- (3) 営業者・従業者は、常につめを短く切り、客一人ごとの作業前及び作業後には手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行うこと。
- (4) 作業場においては、喫煙及び食事をしないこと。
- (5) 皮膚に接する器具類は、客一人ごとに消毒した清潔なものを使用すること。
- (6) 皮膚に接する器具類は、使用後に洗浄し、消毒すること。
- (7) 皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、客一人ごとに取り替えること。
- (8) 使用後の布片類は、他のものと区別して収納すること。帰宅後、洗剤等を使用して温湯で洗浄することが望ましいこと。
- (9) 蒸しタオルは消毒済みのものを使用すること。
- (10) 客用の被布は、使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること。
- (11) 作業に伴って生ずる毛髪等の廃棄物は、客一人ごとに清掃すること。
- (12) 毛髪等の廃棄物は、ふた付きの専用容器や丈夫な袋などに入れ、適正に処理すること。
- (13) 皮膚に接しない器具であっても汚れやすいものは、客一人ごとに取り替え又は洗浄し、常に清潔にすること。
- (14) 感染症、感染性の皮膚疾患の患者又はその疑いのある者を扱う場合には、マスク、手袋等予め防護措置をとること。また、このような者を扱ったときは、作業終了後、営業者・従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。器具等の消毒については、感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き（平成16年1月30日健感発第0130001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）等を参考にすること。
- (15) パーマネントウエーブ用剤、染毛剤等の使用に当たっては、医薬部外品及び化粧品として、薬事法による承認を受けたものを適正に使用し、その安全衛生に十分留意すること。また、使用によってアンモニア等のガスが発生する場合には、特に排気に留意すること。

5 消毒

理容所及び美容所における衛生管理要領（昭和56年6月1日付け環指第95号厚生省環境衛生局長通知）に準じること。

6 自主管理体制

(1) 衛生管理責任者の設置

理容師法第11条の4第1項又は美容師法第12条の3第1項の規定に該当しない営業者が出張理容・出張美容を行う場合において、常時2人以上の理容師又は美容師を出張理容・出張美容に従事させる場合には、事務所等の設備、器具等の衛生の点検管理、従業者の感染症罹患の有無の確

認、従業者の衛生教育等を行う衛生管理責任者として、理容師法第11条の4第2項の規定に基づく管理理容師又は美容師法第12条の3第2項の規定に基づく管理美容師の資格を有する者を置くことが適当であること。

(2) 衛生管理要領の作成及び周知

営業者又は衛生管理責任者は、出張理容・出張美容に係る作業環境や取扱い等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、従業者に周知徹底すること。

第5 管理施設の設置

1 理容所又は美容所に所属しない理容師又は美容師が出張理容・出張美容を行おうとする場合は、携行品等を保管し、消毒等を行うため、業務の管理施設を設置し、次の措置を講じること。

(1) 常に清潔に保つこと。

(2) 消毒設備を設けること。

(3) 換気を十分に行うこと。

(4) 隔壁等により外部と区分し、ねずみ昆虫等の侵入を防止できる構造とすること。

(5) 器具類の洗い場には、給排水設備を設けること。

(6) 消毒済みの器具と未消毒の器具とに区別して保管する設備を設けること。

(7) 業務に必要な器具及び布片を備えること。

第6 出張業務の届出等

1 出張理容・出張美容を行おうとする理容師又は美容師は、出張理容・出張美容を開始する10日前までに、出張業務届出書（別記様式第1号）、理容師免許証（写し）又は美容師免許証（写し）を、その営業施設若しくは業務の管理施設の所在地を管轄する保健福祉事務所長に提出しなければならない。

なお、営業施設若しくは業務の管理施設の所在地が佐賀県外である理容師又は美容師にあつては、主に出張理容・出張美容を行おうとする地域を管轄する保健福祉事務所長に届け出るものとする。

2 前項の届出を受けた保健福祉事務所長は、届出者の講じる衛生措置が適当なものであると認められるときは、出張業務届出書の受付印押印後の写しを交付するとともに出張業務一覧表（別記様式第2号）を作成するものとする。

3 営業者・従業者は、出張理容・出張美容を行うときは、前項の出張業務届出書の受付印押印後の写しを携行するとともに、作業場において、これを提示しなければならない。

4 出張業務届出書の有効期間は、1年以内とする。

5 理容所又は美容所に所属していない理容師又は美容師が第1項の出張業務届出書を提出する場合にあつては、結核、皮膚疾患等の疾病の有無に関

する医師の診断書、理容師免許証（写し）又は美容師免許証（写し）、出張業務管理施設設置届（別記様式第3号）を提出し、保健福祉事務所長から携行する器具類等の確認を受けなければならない。

ただし、医師の診断書については、1年以上継続して出張業務を行う場合は、初回の届出時のみとする。

- 6 出張理容・出張美容を行ったときは、出張業務記録簿（別記様式第4号）に記録し、2年間保存し、当該保健福祉事務所長から提出を求められた場合は提出しなければならない。

第7 変更届等

- 1 営業施設の所在地が佐賀県内である営業者は、届出事項のうち次に掲げる事項に変更を生じたときは、遅滞なく届出先の保健福祉事務所長に届出事項変更届（別記様式第5号）を提出するものとする。

ただし、営業施設において、理容師法又は美容師法の規定により同一の事項について変更の届出が行われている場合は、この限りでない。

- ア 営業者の氏名又は住所
 - イ 営業施設の名称又は所在地
 - ウ 従業者として届出のある理容師又は美容師の氏名又は住所
- 2 営業施設の所在地が佐賀県外である営業者は、前項に掲げる事項の他、次に掲げる事項について変更を生じたときも前項の規定による変更の届出を行うものとする。

- ア 携行品のうち衛生措置に係るものの内容及び数量
- イ 衛生措置の方法

- 3 理容所又は美容所に所属しない理容師又は美容師は、次に掲げる事項について変更を生じたときは第1項の規定による変更の届出を行うものとする。

- ア 営業者の氏名又は住所
- イ 業務の管理施設の名称又は所在地
- ウ 従業者として届出のある理容師又は美容師の氏名又は住所
- エ 携行品のうち衛生措置に係るものの内容及び数量
- オ 衛生措置の方法

- 4 届出者は、出張理容・出張美容を行わなくなったときは、届出先の保健福祉事務所長に出張業務廃止届（別記様式第6号）を提出するものとする。

- 5 届出者は、その営業施設若しくは業務の管理施設の所在地（営業施設若しくは業務の管理施設の所在地が佐賀県外である営業者にあつては、主に出張業務を行う地域）を他の保健福祉事務所長の管轄する区域に変更したときは、前項に規定する廃止の届出を行うとともに、第6の規定に従い新たに出張業務届出書を提出するものとする。

- 6 届出者は、第6の規定に基づき保健福祉事務所長から交付された出張業務届出書の受付印押印後の写しを亡失又は汚損したときは、再交付願（別記様式第7号）により再交付を願い出ることができる。

- 7 保健福祉事務所長は、前項の規定による願い出があつたときは、出張業

務届出書の受付印押印後の写しを再交付するものとする。

第8 監督等

- 1 保健福祉事務所長は、必要があると認めるときは、利用者等の同意のもとに作業場に当該職員を立ち入らせ、その衛生措置の状況を確認させることができる。
- 2 前項の当該職員は、出張理容にあつては理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号）第27条に規定する環境衛生監視員とし、出張美容にあつては美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号）第27条に規定する環境衛生監視員とする。
- 3 出張業務に関する利用者等からの相談については、当該利用者等に係る作業場の所在地を管轄する保健福祉事務所長が応じるものとする。

第9 指導等

- 1 保健福祉事務所長は、営業者・従業者の衛生措置が不十分であることを確認したときは、当該届出者が自らの管轄に係る者である場合には、適切な衛生措置を講じるよう指導するものとし、他の保健福祉事務所長の管轄に係る者である場合には、当該保健福祉事務所長に対し確認内容を連絡するものとする。
- 2 前項の規定による連絡を受けた保健福祉事務所長は、当該営業者・従業者に対し、適切な衛生措置を講じるよう指導するものとする。
- 3 前2項の規定は、第8の第3項に規定する利用者等からの相談について準用するものとする。

第10 その他の留意事項

- 1 医療機関等において出張理容・出張美容を行う場合は、事前に当該機関の長等の了解を得たうえで、医師や看護師等の指示に従うこと。
- 2 主治医が治療に当たっている在宅患者については、事前にその主治医の了解を得ること。
- 3 出張先では、疾病の者の看護人や付き添い人等に対して理容行為又は美容行為を行わないこと。

附則

- 1 この要領は、平成23年12月1日から適用するものとする。
- 2 この要領の施行の際、現に出張理容又は出張美容を行っている者については、90日以内に必要な届け出を行うものとする。